

第2回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」の主な意見

■一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

（アセスメントについて）

- アセスメントの精度を高めて、児相内部だけではなく社会的に認めてもらうことが重要。
- リスクアセスメント等の客観的なデータを蓄積・分析して、どういう事例が危ないかなどをデータに基づいて判断していくことが重要。
- 一時保護開始のフローチャートをチェックしても妥当性や適法性は確認されないのではないか。アセスメントシートの項目にチェックを入れることで当てはまる事例が拡大してしまうのではないか。
- 33条5項審判で却下された事例、28条措置や一時保護の取消訴訟や審査請求が認容された事例の分析や、本来一時保護すべきだった死亡事例の公表などが必要ではないか。
- 一時保護されなかった、措置されなかった、家庭に戻されたという経験者たちがいることを踏まえてアセスメントをどう考えていくのか。

（児童の意見表明について）

- 子供自身が置かれている状況や今後の可能性などを把握できるよう、年齢等の特性を踏まえた説明が重要。
- 言葉で表しただけが子供の意向ではないということを専門職は理解しておくべき。
- 子供からの意向聴取は児童相談所によってばらつきがあるのではないかと。意向確認の取組の内容の精査も重要。
- 一時保護することについて、ただ子供の意見を聴けばいいのではなく、子供の意見が反映されることや決定に参加するということが本来ではないか。

（保護者との関係について）

- 保護者への一時保護理由の説明は児相によってばらつきがある。保護者としては、理由が分からないまま進められても納得できないのではないかと。

（その他）

- 児童福祉法の一時的保護の要件は包括的であり、より明確にする必要があるのではないかと。
- 調査保護と緊急保護は全く異なる。調査保護は相当慎重に行わなければならないし、一時保護のデメリットがあるかどうか開始決定の重要な要素になる。
- 虐待対応の手引きにどういった場合に調査保護が行い得るのかを明記すべき。

■一時保護委託の在り方について

（一時保護委託、所内一時保護の機能・役割について）

- 子供がどういう生活上の利益・不利益を被るかということと、それが所内一時保護なのか一時保護委託なのかということは別の問題。
- 一時保護ガイドラインの考え方は、一時保護所が満床だから委託するというのではなく、アセスメント段階になったら開放的環境にすべきということだが、浸透していない。
- 一時保護委託ではケースワーカーがなかなか会いに来てくれないことを子供が不安に感じているということもあり、委託のメリットとデメリットを考えることは大事。
- 一時保護委託になると、心理や医療の面での十分な児相の制度が活用できていないと聞く。
- 一時保護委託を考えるに当たっても、特定の大人が見通しを持って見てくれること、安心・安全な場所であることが必要。

（子どもの状態と委託先のマッチングの在り方について）

- 心身の状態や行動障害があり通常の児童養護施設では難しい児童の場合に、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設といった、より専門的な施設での受け皿を開拓する必要がある。
- 一時保護委託の児童が混合することで長期に施設入所している子供に与える影響が大きい。一時保護専用施設は重要。
- 一時保護と施設のケアワークは目的が異なるうえに、小規模化された施設に一時保護された児童が入ってくると、施設の子供たちにとって大きな変化。
- 児童養護施設に一時保護された児童が不安や悩みを抱えても、一時保護された児童に対してだけ時間を割くことができないので、児童養護施設の職員が掘り下げて継続的に関わるのが難しい。
- 一時保護は子供にとって心も体も一番リスクがあるときであり、医療的なケアなど心身の状況に特別なケアが要るが、マンパワーが足りない。

（里親・専用施設等の委託策の確保方策について）

- 一時保護専用施設のマンパワーが非常に厳しい。
- 施設が小規模化していて委託先がなくなっている。きょうだいも、一緒に預けることは難しいという現状も出てきている。
- 高年齢の児童の一時保護委託は、全国に20か所ぐらいある子どもシェルターでもやっているが、通学などの日常生活を認める場合に特に費用が不十分だという声がある。

（その他）

- 今の増え方だと何年後にはどれぐらいのベッド数が必要だということは整理すべき。
- 施設入所措置ができず委託一時保護期間が延びている高年齢の児童だと、解除したときに受けられる自立支援のサービスが不十分になる。
- 子供の権利が一時保護委託先で守られているのかということは検証すべき。

■児童相談所の調査権の在り方について

(児童相談所が関係機関等からの情報収集をより円滑に行うための施策について)

- 保護者の同意をもらってくれば情報提供すると言われるが、保護者との信頼関係が十分に築けていない情報収集の段階だと、なかなか答えてもらえない。
- 児童相談所が行う援助は全てきちんとした調査が行われていることが前提。不正確な事実に基づくと、間違ったことをしてしまう可能性もあるし、保護者のニーズに合わないということもある。
- 児童相談所は普段から調査に非常に苦勞をしている。特に保護者との関係性を重視する機関や公的機関から断られることが多い。
- 病院にカルテの提出を依頼したけれども拒否された、保育園から「できる」規定だどこまで回答するのか不明確であり親からクレームを言われたときに説明が難しいなどの理由で回答してもらえなかった、などの事例がある。
- 関係機関に応諾義務を認める形で調査権を強化する検討はあり得る。特に、もしこれ以上、司法関与の在り方を強化するという方向で議論をするのであれば、なおさら調査権限の強化をセットで議論しないとうまく機能しないのではないか。
- 例えば裁判所や捜査機関にも調査をかけたいがいろいろと濁されてしまうところがあり、そういった機関に対してもきちんと調査ができるような規定が欲しい。
- 13条の4は特定妊婦が書かれていないので、特定妊婦についての調査権をどうするのか。

(その他)

- 市町村が病院に問い合わせたときに、児童相談所だったら情報を出すと言われたケースも聞いた。

■一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について

(平成29年改正で導入された司法審査についての評価について)

- 平成29年改正で導入された2か月以上一時保護をするときの司法の関与の現状評価が非常に大切。それを基礎に、より強化するのか、これ以上必要ないのかを検討すべき。
- 2か月を超える事件の数が平成29年改正の前後で変わっていないのがなぜなのかが分からないと、司法関与を今よりも強化するのか、もう少し早い段階で関与すべきかという議論がしにくい。
- 子と親を離すときに司法のお墨つきがあったほうが当事者の納得が得やすいという意見があり、実態把握調査の結果を見ると、実際にはそのような機能が果たされているようでもあるが、司法はお墨つきを与える機関ではなく、これが目的論として出てくるべきものではない。
- 人口に対して児童養護施設のベッド数が多いところは2か月超えにならない、少ないところは2か月超えが多くなるということは明らか。2か月超えに司法関与はあまり影響していないと感じている。
- 一時保護中は、今後の親子のためにどんな環境で生活してもらうのがいいのかをアセスメントしてそれを遂行していくのが本来だが、今は同意を取ることに固執している。
- 2か月を超える一時保護の審査は形骸化していて、審判書にも特に理由は書かれないことが多い。保護者や子供を説得するための審判を書いて欲しい。
- 審判の理由を書く・書かないは司法の個別判断であり、審理期間や書くことによる影響を総合判断すると、現状にはある程度理由がある。

(平成29年改正で導入された司法審査の実態を踏まえた一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について)

- 子どもの権利委員会、第4回、第5回の総括所見において、日本政府に対して、子供を家族から分離すべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入することの指摘があることも踏まえて、この点についてはもっと深い議論をするべきではないか。
- 一時保護された後にインターネットで誤った情報を収集した保護者と話がかみ合わないまま、同意を得ることができず、33条審判や28条措置に突入していくことも時々見られる。早い段階で同じ土俵に立つという意味で、早期の司法審査には意味がある。
- 子供が家族から分離されるという子供の権利制限に対して、それが本当に妥当なのかどうかを中立な第三者性を持った裁判所がチェックするのが司法関与の趣旨である。2か月を超える一時保護を審査するのではなくて、一時保護そのものに対して司法審査を行うのが本来の在り方ではないか。
- 子供が一時保護に不同意の場合に、身体を自由を直接的に拘束してまで保護できるのかどうか、法令や通知上明確でない。仮に身体を拘束してまで保護できるのであれば、そこには司法審査が必要ではないか。
- 子供にとって2か月というのは結構長い。そもそも2か月でいいのか。

- 2か月が子どもにとっては長いことは認識しているが、家庭裁判所の記録を見る限りは無駄に時間が使われているわけではないと感じている。
- 地域に子供たちを返すという視点も重要で、例えば家庭裁判所の審判に再統合後の支援にも言及した意見が書かれるというのはどうか。
- 保護者の側も親としての権利を守られるべき。バンクーバーの児相が出したパンフレットには、子供を職権保護で連れ去られた親の権利や親がアドボケイトを求めることができる旨が書いてある。
- 司法関与は子供の権利を保障するためにも必要であり、同時に、保護者の権利をきちんと裁判所が見るので、保護者にとってもメリットがあるのではないか。
- 性的虐待など児童相談所側が非開示にしたいと思っている情報について、延長審判の段階で裁判所から事実認定の根拠として扱ってもらえない傾向があり課題である。
- 矢継ぎ早に改正が続き、児童相談所が疲弊をしているところで、また何かを今導入できる状況なのか。
- しっかり子供の声を聴いてしゃべった言葉を記録するなど、権利擁護の基本的なところで児童相談所ができることはまだまだある。まずはやるべきことをやり、それでも司法関与が必要なかどうかを丁寧に議論すべき。

(家庭裁判所の審判手続における子どもの意見聴取の在り方について)

- 子供や保護者の権利擁護の観点から、子供、保護者に対してアドボケイトをつけていくことも重要ではないか。
- 15歳未満の児童の意見聴取について、33条の場合は、28条事件のように多角的な見地から集めた十分な資料がある場合と比べて難しい面はある。